(四) 重変調であって副搬送波の変調の型式が直交周波数分割多振幅変調を用いるものにあっては、三七デシベル以上	
(五) 重変調であって副搬送波の変調の型式が直交周波数分割多符号化率五分の四である四〇九六値直交振幅変調を用いるものにあっては、四〇デシベル以上	
	七 搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第七において同じ。）のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値をいう。八の項において同じ。）
	八 搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。別図第八において同じ。）による電磁波のレベルとの差
(一) 多チャンネル変調ひずみ（同一の伝送路を使用する他の全ての搬送波による変調ひずみをいう。以下同じ。）による妨害波の場合にあっては、別図第七で示す値以下	別図第八で示す値以下
(二) 単一周波数による妨害波の場合にあっては、当該搬送波の周波数を含む六メガヘルツの周波数帯幅において、次のとおりであること。	
イ 搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合にあっては、マイナス二六デシベル以下	
ロ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として二五六値直交振幅変調を用いるものにあっては、マイナス三三デシベル以下	
ハ 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調の場合にあっては、マイナス三四デシベル以下	
ニ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として一〇二四値直交振幅変調又は符号化率五分の四である四〇九六値直交振幅変調を用いるものにあっては、マイナス三九デシベル以下	
ホ 搬送波の変調の型式が直交周波数分割多重変調であって副搬送波の変調の型式として符号化率六分の五である四〇九六値直交振幅変調を用いるものにあっては、マイナス四〇デシベル以下	

九 交流電源に起因する電磁波による搬送波の変調度	
(一) 重変調であって副搬送波の変調の型式として四〇九六値直交振幅変調を用いるものにあっては、次に掲げる式による値がマイナス三四デシベル以下 $20\log_{10}\{(a-b)/a\}$デシベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。	
(二) (一)以外の搬送波の変調の型式を使用する場合にあっては、次に掲げる式による値がマイナス三〇デシベル以下 $20\log_{10}\{(a-b)/a\}$デシベル aは、搬送波の変調包絡線の最高値における振幅とする。 bは、搬送波の変調包絡線の最低値における振幅とする。	
十 その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドの変調波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）	
映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。	

第十二条第二項中「（搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調となっているものに限る。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　保安装置（有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）第十九条第一項各号に規定するところにより設置される保安装置をいう。以下同じ。）又は受信用光伝送装置の出力端子

イ　搬送波の変調の型式が六四値直交振幅変調の場合

区別	条件
一　搬送波のレベルの変動	一分間において、三デシベル以内
二　搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドの変調波の入力端子から保安装置まで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	(一) 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が四五デシベル以上である場合にあっては、二六デシベル以上 (二) 搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む五・三メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が三三デシベル以上である場合にあっては、二七デシベル以上